

交通安全協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることにより交通事故防止に努めている交通安全協会（以下「協会」という。）の安定的かつ継続的な運営等に資するため、交通安全協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、函館中央交通安全協会および函館西交通安全協会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 協会の運営に要する経費
- (2) 市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることにより交通事故を防止することを目的とした各種啓発活動に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(軽微な変更)

第5条 規則第9条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、第3条に規定する補助対象経費の合計額の10分の2を超えない範囲で増減する場合のこととする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。